

議第九九号

奈良県議会議員の議員報酬額、費用弁償額及び期末手当の額並びにその支給条例の一部を改正する条例

第一条 奈良県議会議員の議員報酬額、費用弁償額及び期末手当の額並びにその支給条例（昭和三十一年十月奈良県条例第四十号）の一部を次のように改正する。

第九条第一項中「百分の百六十二・五」を「百分の百七十二・五」に改める。

第二条 奈良県議会議員の議員報酬額、費用弁償額及び期末手当の額並びにその支給条例の一部を次のように改正する。

第九条第一項中「百分の百七十二・五」を「百分の百六十七・五」に改める。

附 則

（施行期日等）

1 この条例は、令和五年十二月二十五日から施行する。ただし、第二条の規定は、令和六年四月一日から施行する。

2 第一条の規定による改正後の奈良県議会議員の議員報酬額、費用弁償額及び期末手当の額並びにその支給条例（以下「改正後の議員報酬額等条例」という。）の規定は、令和五年十二月一日から適用する。

（手当の内払）

3 改正後の議員報酬額等条例の規定を適用する場合には、第一条の規定による改正前の奈良県議会議員の議員報酬額、費用弁償額及び期末手当の額並びにその支給条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の議員報酬額等条例の規定による期末手当の内払とみなす。

理 由

県議会議員の期末手当の支給割合を改定するため、所要の改正をしようとするものである。